

# 令和 7 年 第 2 回 日 田 市 議 会 定 例 会 議 案 の 概 要

招 集 日 令和 7 年 6 月 10 日 (火)

提出議案 11件 (条例議案 7 件、財産取得議案 1 件、変更契約締結議案 1 件、専決処分承認議案 1 件、  
予算議案 1 件)

報 告 6 件

## — 目 次 —

議案 番号	議 案 名	頁
48	日田市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について	1
49	日田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	3
50	日田市税条例の一部改正について	4
51	日田市都市計画税条例の一部改正について	
52	日田市税特別措置条例の一部改正について	
53	日田市国民健康保険税条例の一部改正について	5
54	日田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	6
55	財産の取得について	
56	工事委託契約の変更契約の締結について	7
57	専決処分（日田市税条例の一部を改正する条例）の承認について	8
58	令和 7 年度日田市一般会計補正予算（第 1 号）	9

## — 目 次 —

報告	名 称	頁
3	日田市繰越明許費繰越計算書の報告について	9
4	日田市事故繰越し繰越計算書の報告について	
5	日田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	
6	日田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	
7	専決処分の報告について	
8	専決処分の報告について	

(条例議案)

## 議案第48号 日田市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

【担当課：総務課】

### 1 議案提出の理由

地方公務員法の規定に基づき、職員の自己啓発等休業制度を新たに設けるに当たり、所要の事項を定めること。

### 2 条例制定の趣旨

職員に幅広い能力開発を促す自己啓発の機会を提供し、その結果を職務復帰後の行政運営に生かすことを期待するとともに、新たな人材の確保につなげることを目的とし、自己啓発等休業制度を創設すること。

また、本市においても、新規採用職員の確保が困難となっているほか、早期退職者が増加しており、人材確保及び人材育成に取り組んでいく必要性がより一層高まっていること。

### 3 自己啓発等休業の制度概要

自発的に職務を離れて大学等における修学や国際貢献活動を行うことを希望する職員に対し、その身分を保有したまま職務に従事せず、これらの活動を行うことを認める制度であること。

※ 自己啓発等休業に関し必要な事項は、条例で定める必要があること。

### 4 条例制定の内容

条・見出し	条文の概要
趣旨 (第1条)	地方公務員法の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めること。
自己啓発等休業の承認 (第2条)	任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が申請した場合に、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業をすることを承認することができること。
自己啓発等休業の期間 (第3条)	・大学等課程の履修のための休業 2年 (履修の成果をあげるために特に必要な場合 3年) ・国際貢献活動のための休業 3年
大学等教育施設 (第4条)	・学校教育法第83条に規定する大学(専攻科及び大学院含む) ・学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設 ・上記に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設含む)
奉仕活動 (第5条)	・開発途上地域における奉仕活動 ・外国の都市等において行われる国際交流の促進に資する奉仕活動

条・見出し	条文の概要
自己啓発等休業の承認の申請 (第6条)	自己啓発等休業の申請は、自己啓発等休業期間、大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにして行うこと。
自己啓発等休業の期間の延長 (第7条)	自己啓発等休業の期間の延長は、第3条に規定する休業の期間を超えない範囲で、特別の事情がある場合を除き1回とすること。
自己啓発等休業の承認の取消事由 (第8条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正当な理由なく休学、授業を頻繁に欠席、奉仕活動を行っていないこと。</li> <li>・ 休学による停学、授業を欠席、奉仕活動を行っていない等の事情により、大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。</li> </ul>
報告等 (第9条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合など任命権者に報告しなければならないこと。</li> <li>・ 任命権者は、報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることににより、十分な意思疎通を図ること。</li> </ul>
職務復帰後における号給の調整 (第10条)	大学課程等の履修又は国際貢献活動が職員としての職務に特に有用であると認められるものは100分の100以下、それ以外のものは100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、必要な調整をすることができること。
退職手当の取扱い (第11条)	自己啓発等休業をした期間は、現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。 ⇒退職手当の算定の基礎となる勤続期間の在職期間から除算すること。

※ 本条例の制定に伴い、「日田市職員定数条例」及び「日田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」の一部改正を行うこと。

(施行日 令和8年4月1日)

議案第49号 日田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【担当課：選挙管理委員会事務局】

1 議案提出の理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の費用弁償額が見直されたことから、これに準じて所要の措置を講ずること。

2 条例改正の内容

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正による選挙長等の費用弁償額の見直しに準じて、別表第1に規定する選挙長等の報酬額について、以下のとおり引き上げ（日額1,200円～1,700円の増額）を行うこと。

【報酬額に関する規定の改正（別表第1関係）】

区分		支給額（円）	
		改正後	改正前
選挙長	日額	12,200円	10,800円
選挙立会人	日額	10,100円	8,900円
開票管理者	日額	12,200円	10,800円
開票立会人	日額	10,100円	8,900円
投票所の投票管理者	日額	14,500円 (交替制7,250円)	12,800円 (交替制6,400円)
期日前投票所の投票管理者	日額	12,800円 (交替制6,400円) (常勤職員3,400円)	11,300円 (交替制5,650円) (常勤職員3,000円)
投票所の投票立会人	日額	12,400円 (交替制6,200円)	10,900円 (交替制5,450円)
期日前投票所の投票立会人	日額	10,900円 (交替制5,450円)	9,600円 (交替制4,800円)

(施行日 公布の日)

## 議案第50号 日田市税条例の一部改正について

## 議案第51号 日田市都市計画税条例の一部改正について

【担当課：税務課】

### 1 議案提出の理由

地方税法等の一部が改正されたので、これに準じて所要の措置を講ずること。

### 2 法改正及び条例改正の主な内容

#### (1) 個人住民税における特定親族特別控除の創設【法施行日：令和8年1月1日】

個人住民税の所得控除において、所得税と同様に「特定親族特別控除額」を総所得金額等から控除すべき金額に追加するとともに、関係する手続きを定める規定において、特定親族特別控除に係る規定を追加すること。

#### (2) 新築住宅等に対する固定資産税の減額規定の改正【法施行日：令和7年4月1日】

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、一定の条件を満たす場合は、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がない場合においても、当該減額措置を適用できることとする規定を追加すること。

#### (3) 加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例規定の追加【法施行日：令和8年4月1日】

加熱式たばこに係る国・地方のたばこ税の課税方式について、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするなどの見直しが行われたことから、加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例規定を追加すること。

#### (4) その他

地方税法等の一部改正に伴い、本条例において引用する同法等の条項に移動が生じたことなどから規定の整備を行うこと。

(施行日 一部の規定を除き、公布の日)

## 議案第52号 日田市税特別措置条例の一部改正について

【担当課：税務課】

### 1 議案提出の理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の措置を講ずること。

### 2 条例改正の内容

地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日の適用期限等を3年間延長し、「令和7年3月31日まで」を「令和10年3月31日まで」に改めること。

※ 本改正により、令和10年3月31日までに県知事の承認を受けた地域経済牽引事業に係る施設を設置した事業者は、当該施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に係る固定資産税について、3年間、課税免除されること。

(適用日 令和7年4月1日)

## 1 議案提出の理由

地方税法施行令の一部が改正されたので、これに準じて所要の措置を講ずること。

## 2 条例改正の内容

## (1) 国民健康保険税の課税限度額の引上げ

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられたことから、これに準じて次のとおり改正を行うこと。

区分	改正後	改正前
基礎課税額(医療費)分	<u>66万円</u>	<u>65万円</u>
後期高齢者支援金等課税額分	<u>26万円</u>	<u>24万円</u>
介護納付金課税額分	17万円	17万円
計	<u>109万円</u>	<u>106万円</u>

## (2) 国民健康保険税の軽減判定所得基準額の引上げ

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額が引き上げられたことから、これに準じて次のとおり改正を行うこと。

軽減割合	改正後	現行
7割	合算額 ≤ 43万円 + (給与所得者等の人数 - 1) × 10万円	合算額 ≤ 43万円 + (給与所得者等の人数 - 1) × 10万円
5割	合算額 ≤ 43万円 + (給与所得者等の人数 - 1) × 10万円 + 被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>30万5千円</u>	合算額 ≤ 43万円 + (給与所得者等の人数 - 1) × 10万円 + 被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>29万5千円</u>
2割	合算額 ≤ 43万円 + (給与所得者等の人数 - 1) × 10万円 + 被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>56万円</u>	合算額 ≤ 43万円 + (給与所得者等の人数 - 1) × 10万円 + 被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>54万5千円</u>

※ 「合算額」とは、総所得金額と山林所得金額の合計額をいう。

(施行日 公布の日)

## 議案第54号 日田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

【担当課：施設工務課】

### 1 議案提出の理由

日田市公共下水道事業計画の変更に伴い、下水道事業における経営の基本に関する事項を見直すに当たり、所要の措置を講ずること。

### 2 条例改正の内容

事業計画の計画目標年度を令和8年度から令和13年度に見直すことに伴い、計画下水量の算出根拠となる計画処理人口を「40,600人」から「38,300人」に改めること。

(施行日 公布の日)

(財産取得議案)

## 議案第55号 財産の取得について

【担当課：教育総務課】

### 1 議案提出の理由

小学校における学習机及び椅子を更新するための物品を購入しようとするもので、予定価格が2,000万円以上であるため、日田市有財産条例の規定により、議会の議決を求めること。

### 2 取得する財産（物品）の内容

- (1) 物品の名称 学習机及び椅子
- (2) 物品の数量 1,042セット
- (3) 契約の方法 随意契約
- (4) 取得価格 50,432,800円
- (5) 取得の相手方 協同組合日田家具工業会
- (6) 議案資料（議案2ページ目）  
メーカー名 協同組合日田家具工業会  
品名 きみの木

(変更契約締結議案)

## 議案第56号 工事委託契約の変更契約の締結について

【担当課：新清掃センター建設室】

### 1 議案提出の理由

日田市新清掃センター造成工事の工事委託契約の変更契約を締結しようとするもので、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、議会の議決を求めること。

### 2 議案の内容

- (1) 業務名 日田市新清掃センター造成工事委託業務
- (2) 契約の金額 変更前 1,453,562,000円  
増額 58,993,000円  
変更後 1,512,555,000円
- (3) 契約相手方 大分県土地開発公社
- (4) 議案資料（議案2ページ目）
  - ① 変更前契約議案 提出年月日 令和5年9月4日 議案番号 議案第53号  
議決年月日 令和5年9月25日 議決番号 議決第52号
  - ② 工事場所 日田市大字山田
  - ③ 工期 変更前 自 令和5年9月26日 至 令和7年9月30日  
変更後 自 令和5年9月26日 至 令和8年2月28日
  - ④ 設計変更の概要 ア 週休2日工事の完全実施に伴う経費の増額  
イ ICT活用工事の事後設定に伴う経費の増額  
ウ 資材価格高騰による経費の増額  
エ その他工事費増額に伴う事務費等の増額

(専決処分承認議案)

## 議案第57号 専決処分(日田市税条例の一部を改正する条例)の承認について

【担当課：税務課】

### 1 専決処分の理由

「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が令和7年3月31日に公布され、一部を除き同年4月1日から施行されること及び「道路交通法の一部を改正する法律」の一部が同年3月24日から施行されたことを踏まえ、議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法の規定に基づき専決処分すること。

### 2 条例改正の内容

- (1) 地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の種別割に係る原動機付自転車の車両区分に、新たに「総排気量が0.125ℓ以下かつ最高出力4.0kW以下の二輪車」を追加し、当該車両の軽自動車税の年額を2,000円とするとともに、これに伴う減免規定の整理を行うこと。
- (2) 道路交通法の一部改正に伴い、軽自動車税の身体障害者等に対する種別割の減免申請に係る規定中、従来から提示義務のあった運転免許証に加え、「マイナ免許証」を提示できることとする規定を追加すること。
- (3) 上記(2)に伴い、軽自動車税の身体障害者等に対する種別割の減免申請時にマイナ免許証を提示する場合は、当該免許証に係る情報を減免申請書に記載するとともに、当該情報を確認するための措置を受けなければならないこととする規定を追加すること。

(施行日 令和7年4月1日)

(予算議案)

**議案第58号 令和7年度日田市一般会計補正予算(第1号)**

※ 詳細については、別冊に記載しています。

(報告)

**報告第3号 日田市繰越明許費繰越計算書の報告について**

**報告第4号 日田市事故繰越し繰越計算書の報告について**

**報告第5号 日田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について**

**報告第6号 日田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について**

※ 詳細については、別冊に記載しています。

**報告第7号 専決処分の報告について**

- ・ 事件の概要 公用車で大分県西部保健所付近の交差点を走行中、当該交差点右側から進入してきた相手方車両に衝突し、当該車両に損害を与えたことによる物損事故。
- ・ 事故の場所 日田市田島2丁目
- ・ 損害賠償額 92,400円(市の過失割合20%)

**報告第8号 専決処分の報告について**

- ・ 事件の概要 相手方車両が道路側溝の鋼製蓋(グレーチング)の上を走行中、当該蓋が外れて跳ね上がり、当該車両に損害を与えたことによる物損事故。
- ・ 事故の場所 市道第2田来原木弓線上(日田市大山町西大山)
- ・ 損害賠償額 73,480円(市の過失割合100%)